

第百四十五回国会  
衆議院

# 内閣委員会議録 第一二一 号

(七〇)

平成十一年二月十二日(金曜日)

午後零時十八分開議

出席委員

委員長 二田 孝治君

理事 植竹 繁雄君  
理事 小林 興起君  
理事 北村 哲男君  
理事 河合 正智君  
理事 大石 秀政君  
理事 佐藤 信二君  
理事 谷川 和穂君  
理事 平沢 勝栄君  
理事 御法川 英文君  
理事 矢上 雅義君  
理事 山元 勉君  
理事 石田 幸四郎君  
理事 武山百合子君  
理事 中路 雅弘君

理事 小此木八郎君  
理事 萩野 浩基君  
理事 佐々木秀典君  
理事 三沢 淳君  
理事 佐田玄一郎君  
理事 橋 康太郎君  
理事 松田 仁君  
理事 堀内 光雄君  
理事 武藤 嘉文君  
理事 河村たかし君  
理事 渡辺 周君  
理事 倉田 栄喜君  
理事 瀬古由起子君  
理事 深田 肇君

出席國務大臣

國務大臣  
(総務庁長官)

太田 誠一君

委員外の出席者

内閣委員会専門員

新倉 紀一君

委員の異動

二月十二日

辞任

補欠選任

越智 伊平君  
亀井 静香君  
近岡理一郎君  
虎島 和夫君  
鹿野 道彦君  
鰐淵 俊之君  
大石 秀政君  
御法川 英文君  
佐田玄一郎君  
橋 康太郎君  
渡辺 周君  
武山百合子君

同日

辞任

補欠選任

大石 秀政君  
佐田玄一郎君  
橋 康太郎君  
御法川 英文君  
渡辺 周君  
武山百合子君  
越智 伊平君  
近岡理一郎君  
虎島 和夫君  
亀井 静香君  
鹿野 道彦君  
鰐淵 俊之君

二月四日

非核三原則の法制定に関する請願(太田昭宏君紹介)(第三六三三号)

同月八日

非核三原則の法制定に関する請願(伊藤茂君紹介)(第四四四号)  
は本委員会に付託された。

本日の会議に付した案件

行政機関の保有する情報の公開に関する法律案  
(内閣提出、第百四十二回国会法第一〇二号)  
行政機関の保有する情報の公開に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案  
(内閣提出、第百四十二回国会法第一〇三号)  
行政情報の公開に関する法律案(北村哲男君外五名提出、第百四十二回国会法第一一〇号)  
情報公開法案(松本善明君外一名提出、第百四十一回国会法第五号)

〇二田委員長 これより会議を開きます。

第百四十二回国会、内閣提出、行政機関の保有する情報の公開に関する法律案、第百四十二回国会、内閣提出、行政機関の保有する情報の公開に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案、第百四十二回国会、北村哲男君外五名

提出、行政情報の公開に関する法律案及び第百四十一回国会、松本善明君外一名提出、情報公開法案の各案を一括して議題といたします。  
この際、お諮りいたします。

まず、ただいま議題としたしております各案は、第百四十二回国会において提案理由の説明を聴取し、その趣旨は既に十分御承知のことと存じますので、提案理由の説明を省略いたしたいと存じますが、御異議ございませんか。  
〔異議なしと稱する者あり〕

〇二田委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

行政機関の保有する情報の公開に関する法律案  
行政機関の保有する情報の公開に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案  
行政情報の公開に関する法律案  
情報公開法案  
(本号末尾に掲載)

〇二田委員長 次に、各案につきましては、前国会までに十分に審査いたしておりますので、先ほどの理事会協議に基づきまして、各案に対する質疑を終局いたしたいと存じますが、御異議ございませんか。  
〔異議なしと稱する者あり〕

〇二田委員長 御異議なしと認めます。よって、各案に対する質疑は終局いたしました。

〇二田委員長 これより第百四十二回国会、内閣提出、行政機関の保有する情報の公開に関する法律案及び第百四十二回国会、内閣提出、行政機関の保有する情報の公開に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案について議事を進めます。

この際、ただいま議題となっておりまして両案に対し、植竹繁雄君外五名から修正案が提出されております。  
提出者から趣旨の説明を聴取いたします。植竹繁雄君。

行政機関の保有する情報の公開に関する法律案に対する修正案  
行政機関の保有する情報の公開に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案に対する修正案  
(本号末尾に掲載)

〇植竹委員 ただいま議題となりました自由民主党、民主党、公明党・改革クラブ、自由党、日本共産党及び社会民主党・市民連合の各派共同提案に係る両修正案につきまして、提案者を代表して、その趣旨及び概要を御説明申し上げます。

案文はお手元に配付いたしておりますので、朗読は省略させていただきます。

まず、行政機関の保有する情報の公開に関する法律案に対する修正案について、その概要を御説明いたします。

第一に、手数料の額は政令で定めることとされておりますが、これを定めるに当たっては、開示請求に係る手数料は五百円以下とするなど、できる限り利用しやすい額となるように配慮しなければならぬことを明記するものであります。

第二に、情報公開訴訟の土地管轄について、原告住所を管轄する高等裁判所の所在地の地方裁判所にも訴訟を提起できるようにするものであります。この特例規定は、開示請求権制度の趣旨に照らして、一般の行政事件訴訟の例外的な管轄を追加するものでありまして、特例の内容については、当事者間の公平、証人などの便宜等を考慮し

たものとしております。また、この規定にあわせ、複数の裁判所に同一または同種類似の情報公開訴訟が提起された場合には、裁判所の判断で移送することができるようになることとしております。

第三に、特殊法人の保有する情報の公開については、この法律の公布後二年を目途として、法制上の措置を講ずるものとするのであります。

第四に、法施行後四年を目途として、この法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとするのであります。

第五に、その他として、法案の修正に伴い、所要の規定の整理を行ったものであります。

以上が、この修正案の概要であります。

引き続きまして、行政機関の保有する情報の公開に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案に対する修正案について、その概要を御説明いたします。

この修正案は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律案を修正することに伴い、所要の規定の整理を行ったものであります。

以上が、両修正案の概要であります。

委員各位の御賛同をお願い申し上げます。

○二田委員長 これにて両修正案の趣旨の説明は終わりました。

○二田委員長 これより両案及び両修正案を一括して討論に付するものであります。討論の申し出がありませんので、直ちに採決に入ります。

第百四十二回国会、内閣提出、行政機関の保有する情報の公開に関する法律案及びこれに対する修正案について採決いたします。

まず、植竹繁雄君外五名提出の修正案について採決いたします。

本修正案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○二田委員長 起立総員。よって、本修正案は可決いたしました。

次に、ただいま可決いたしました修正部分を除く原案について採決いたします。

これに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○二田委員長 起立総員。よって、本案は修正議決すべきものと決しました。

次に、第百四十二回国会、内閣提出、行政機関の保有する情報の公開に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案及びこれに対する修正案について採決いたします。

まず、植竹繁雄君外五名提出の修正案について採決いたします。

本修正案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○二田委員長 起立総員。よって、本修正案は可決いたしました。

次に、ただいま可決いたしました修正部分を除く原案について採決いたします。

〔賛成者起立〕

○二田委員長 起立総員。よって、本案は修正議決すべきものと決しました。

○二田委員長 この際、ただいま議決いたしました行政機関の保有する情報の公開に関する法律案に対し、植竹繁雄君外五名から、自由民主党、民主党、公明党・改革クラブ、自由党、日本共産党及び社会民主党・市民連合の共同提案による附帯決議を付すべしとの動議が提出されております。

提出者から趣旨の説明を聴取いたします。佐々木秀典君。

○佐々木(秀)委員 ただいま議題となりました自由民主党、民主党、公明党・改革クラブ、自由党、日本共産党及び社会民主党・市民連合の各派共同提案に係る附帯決議案につきまして、提案者を代表して、その趣旨を御説明申し上げます。

まず、案文を朗読いたします。

行政機関の保有する情報の公開に関する法律案に対する附帯決議(案)

政府は、本法の施行に当たっては、次の諸点に留意し、その運用に遺憾なきを期すべきである。

一 開示・不開示の決定について行政機関の長の恣意的な運用が行われないようにするため、各行政機関において開示・不開示の判断をする際の審査基準の策定及び公表並びに不開示決定をする際の理由の明記等の措置を適切に講ずること。

一 手数料については、情報公開制度の利用の制約要因とならないよう、実費の範囲内で、できる限り利用しやすい金額とすること。ただし、本制度が濫用されないよう十分配慮すること。

なお、開示の実施に係る手数料の額を定めるに当たっては、実質的に開示請求に係る手数料に相当する額が控除されたものとなるようにすること。

一 行政文書の管理に当たっては、情報公開制度が的確に機能するよう、その適正な管理の確保に努めること。

一 知る権利の法律への明記等審議の過程において論議された事項については、引き続き検討を行うこと。

本案の趣旨につきましては、当委員会における質疑を通じて既に明らかにしていることと存じますので、説明は省略させていただきます。

よろしく御賛同くださいますようお願いを申し上げます。私の提案理由の説明は終わらせていただきます。ありがとうございます。

○二田委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。

採決いたします。

本動議に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○二田委員長 起立総員。よって、本案に対し附帯決議を付することに決しました。

○太田國務大臣 ただいま可決されました附帯決議につきましては、政府といたしまして、その趣旨を踏まえ、適切に対処してまいりますことをお約束申し上げます。

○二田委員長 お諮りいたします。

ただいま議決いたしました両法律案に関する委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと称する者あり〕

○二田委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○二田委員長 次回は、公報をもってお知らせすることとし、本日は、これにて散会いたします。

午後零時二十九分散会

### 行政機関の保有する情報の公開に関する法律案

#### 目次

第一章 総則(第一条・第二条)

第二章 行政文書の開示(第三条・第十七条)

第三章 不服申立て

第一節 諮問等(第十八条・第二十条)

第二節 情報公開審査会(第二十一条・第二十六条)

第三節 審査会の調査審議の手続(第二十七条・第二十九条)

第四章 補則(第三十条・第四十三条)

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、国民主権の理念にのっと

り、行政文書の開示を請求する権利につき定めること等により、行政機関の保有する情報の一層の公開を図り、もって政府の有するその諸活動を国民に説明する責務が全うされるようにするとともに、国民の的確な理解と批判の下にある公正で民主的な行政の推進に資することを目的とする。

#### (定義)

第二条 この法律において「行政機関」とは、次に掲げる機関をいう。

一 法律の規定に基づき内閣に置かれる機関及び内閣の所轄の下に置かれる機関

二 国家行政組織法(昭和二十三年法律第二百一十号)第三条第二項に規定する国の行政機関として置かれる機関(次号の政令で定める機関が置かれる機関にあつては、当該政令で定める機関を除く。)

三 国家行政組織法第八条の二の施設等機関及び同法第八条の三の特別の機関で、政令で定めるもの

#### 四 会計検査院

2 この法律において「行政文書」とは、行政機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。)であつて、当該行政機関の職員が組織的に用いるものとして、当該行政機関が保有しているものをいう。ただし、次に掲げるものを除く。

一 官報、白書、新聞、雑誌、書籍その他不特定多数の者に販売することを目的として発行されるもの

二 政令で定める公文書館その他の機関において、政令で定めるところにより、歴史的若しくは文化的な資料又は学術研究用の資料として特別の管理がされているもの

#### 第二章 行政文書の開示

##### (開示請求権)

第三条 何人も、この法律の定めるところにより

り、行政機関の長(前条第一項第三号の政令で定める機関にあつては、その機関)に政令で定める者をいう。以下同じ。)に対し、当該行政機関の保有する行政文書の開示を請求することができる。

##### (開示請求の手続)

第四条 前条の規定による開示の請求(以下「開示請求」という。)は、次に掲げる事項を記載した書面(以下「開示請求書」という。)を行政機関の長に提出しなければならない。

一 開示請求をする者の氏名又は名称及び住所又は居所並びに法人その他の団体にあつては代表者の氏名

二 行政文書の名称その他の開示請求に係る行政文書を特定するに足りる事項

2 行政機関の長は、開示請求書に形式上の不備があると認めるときは、開示請求をした者(以下「開示請求者」という。)に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、行政機関の長は、開示請求者に対し、補正の参考となる情報を提供しよう努めなければならない。

##### (行政文書の開示義務)

第五条 行政機関の長は、開示請求があつたときは、開示請求に係る行政文書に次の各号に掲げる情報(以下「不開示情報」という。)のいずれかが記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該行政文書を開示しなければならない。

一 個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)

二 特定の個人を識別することとはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

イ 法令の規定により又は慣行として公にさ

れ、又は公にすることが予定されている情報

ロ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報

ハ 当該個人が公務員(国家公務員法(昭和二十二年法律第二十号)第二条第一項に規定する国家公務員及び地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第二条に規定する地方公務員をいう。)である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員の職及び当該職務遂行の内容に係る部分

二 法人その他の団体(国及び地方公共団体を除く。以下「法人等」という。)に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であつて、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く。

イ 公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの

ロ 行政機関の要請を受けて、公にしないとの条件で任意に提供されたものであつて、法人等又は個人における通例として公にしないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの

三 公にすることにより、国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上不利を被るおそれがある行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある情報

四 公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共

の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある情報

五 国の機関及び地方公共団体の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であつて、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの

六 国の機関又は地方公共団体が行う事務又は事業に関する情報であつて、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの

イ 監査、検査、取締り又は試験に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ

ロ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、国又は地方公共団体の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ

ハ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ科学的な遂行を不当に阻害するおそれ

ニ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ

ホ 国又は地方公共団体が経営する企業に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ

##### (部分開示)

第八条 行政機関の長は、開示請求に係る行政文書の一部に不開示情報が記録されている場合において、不開示情報が記録されている部分を容易に区分して除くことができるときは、開示請求者に対し、当該部分を除いた部分につき開示しなければならない。ただし、当該部分を除いた部分に有意な情報が記録されていないと認められるときは、この限りでない。

2 開示請求に係る行政文書に前条第一号の情報(特定の個人を識別することができるものに限る。)が記録されている場合において、当該情報のうち、氏名、生年月日その他の特定の個人を識別することができることとなる記述等の部分を除くことにより、公にせしめて、個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する。

(公益上の理由による裁量的開示)

第七条 行政機関の長は、開示請求に係る行政文書に不開示情報が記録されている場合であつても、公益上特に必要があると認めるときは、開示請求者に対し、当該行政文書を開示することができる。

(行政文書の存否に関する情報)

第八条 開示請求に対し、当該開示請求に係る行政文書が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、行政機関の長は、当該行政文書の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。

(開示請求に対する措置)

第九条 行政機関の長は、開示請求に係る行政文書の全部又は一部を開示するときは、その旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨及び開示の実施に關し法令で定める事項を書面により通知しなければならない。

2 行政機関の長は、開示請求に係る行政文書の全部を開示しないとき(前条の規定により開示請求を拒否するとき及び開示請求に係る行政文書を保有していないときを含む。)は、開示をしない旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

(開示決定等の期限)

第十条 前条各項の決定(以下「開示決定等」という。)は、開示請求があつた日から三十日以内にしなければならない。ただし、第四条第二項の

規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、行政機関の長は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を三十日以内に限り延長することができる。この場合において、行政機関の長は、開示請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

(開示決定等の期限の特例)

第十一条 開示請求に係る行政文書が著しく大量であるため、開示請求があつた日から六十日以内により事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前条の規定にかかわらず、行政機関の長は、開示請求に係る行政文書のうちの相当の部分につき当該期間内に開示決定等をし、残りの行政文書については相当の期間内に開示決定等をすれば足りる。この場合において、行政機関の長は、同条第一項に規定する期間内に、開示請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

- 一 本条を適用する旨及びその理由
- 二 残りの行政文書について開示決定等をする期限

(事業の移送)

第十二条 行政機関の長は、開示請求に係る行政文書が他の行政機関により作成されたものであるときその他他の行政機関の長において開示決定等をするにつき正当な理由があるときは、当該他の行政機関の長と協議の上、当該他の行政機関の長に対し、事業を移送することができる。この場合においては、移送をした行政機関の長は、開示請求者に対し、事業を移送した旨を書面により通知しなければならない。

2 前項の規定により事業が移送されたときは、移送を受けた行政機関の長において、当該開示請求についての開示決定等を行ななければならない。この場合において、移送をした行政機関の

長が移送前にした行為は、移送を受けた行政機関の長がしたものとみなす。

3 前項の場合において、移送を受けた行政機関の長が第九条第一項の決定(以下「開示決定」という。)をしたときは、当該行政機関の長は、開示の実施をしなければならない。この場合において、移送をした行政機関の長は、当該開示の実施に必要な協力をしなければならない。

(第三者に対する意見書提出の機会の付与等)

第十三条 開示請求に係る行政文書に国、地方公共団体及び開示請求者以外の者(以下「第三者」という。)に關する情報が記録されているときは、行政機関の長は、開示決定等をするに当たつて、当該情報に係る第三者に対し、開示請求に係る行政文書の表示その他法令で定める事項を通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。

2 行政機関の長は、次の各号のいずれかに該当するときは、開示決定に先立ち、当該第三者に対し、開示請求に係る行政文書の表示その他法令で定める事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。

- 一 第三者に關する情報が記録されている行政文書を開示しようとする場合であつて、当該情報が第五条第一号ロ又は同条第二号ただし書に規定する情報に該当すると認められるとき。
- 二 第三者に關する情報が記録されている行政文書を第七条の規定により開示しようとするとき。

3 行政機関の長は、前二項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者が当該行政文書の開示に反対の意思を表示した意見書を提出した場合において、開示決定をするときは、開示決定の日と開示を実施する日との間に少なくとも二週間を置かなければならない。この場合

において、行政機関の長は、開示決定後直ちに、当該意見書第十八条及び第十九条において「反対意見書という。」を提出した第三者に対し、開示決定をした旨及びその理由並びに開示を実施する日を書面により通知しなければならない。

(開示の実施)

第十四条 行政文書の開示は、文書又は図画については閲覧又は写しの交付により、電磁的記録についてはその複製、情報化の進展状況等を勘案して法令で定める方法により行う。ただし、閲覧の方法による行政文書の開示にあっては、行政機関の長は、当該行政文書の保存に支障を生ずるおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときは、その写しにより、これを行うことができる。

2 開示決定に基づき行政文書の開示を受ける者は、法令で定めるところにより、当該開示決定をした行政機関の長に対し、その求める開示の実施の方法その他の法令で定める事項を申し出なければならない。

3 前項の規定による申出は、第九条第一項に規定する通知があつた日から三十日以内にしなければならない。ただし、当該期間内に当該申出をすることができないことにつき正当な理由があるときは、この限りでない。

4 開示決定に基づき行政文書の開示を受けた者は、最初に開示を受けた日から三十日以内に限り、行政機関の長に対し、更に開示を受ける旨を申し出ることができる。この場合においては、前項ただし書の規定を準用する。

(他の法令による開示の実施との調整)

第十五条 行政機関の長は、他の法令の規定により、何人にも開示請求に係る行政文書が前条第一項本文に規定する方法と同一の方法で開示することとされている場合(開示の期間が定められている場合)にあっては、当該期間内に限る。)には、同項本文の規定にかかわらず、当該行政文書については、当該同一の方法による開示を

行わない。ただし、当該他の法令の規定に一定の場合には開示をしない旨の定めがあるときは、この限りでない。

2 他の法令の規定に定める開示の方法が縦覧であるときは、当該縦覧を前条第一項本文の閲覧とみなして、前項の規定を適用する。

#### (手数料)

第十六条 開示請求をする者又は行政文書の開示を受ける者は、政令で定めるところにより、それぞれ、実費の範囲内において政令で定める額の開示請求に係る手数料又は開示の実施に係る手数料を納めなければならない。

2 行政機関の長は、経済的困難その他特別の理由があると認めるときは、政令で定めるところにより、前項の手数料を減額し、又は免除することができる。

#### (権限又は事務の委任)

第十七条 行政機関の長は、政令(内閣の所轄の下に置かれる機関及び会計検査院にあっては、当該機関の命令)で定めるところにより、この章に定める権限又は事務を当該行政機関の職員に委任することができる。

### 第三章 不服申立て

#### 第一節 諮問等

#### (審査会への諮問)

第十八条 開示決定等について行政不服審査法(昭和三十七年法律第百六十号)による不服申立てがあったときは、当該不服申立てに対する裁決又は決定をすべき行政機関の長は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、情報公開審査会(不服申立てに対する裁決又は決定をすべき行政機関の長が会計検査院の長である場合にあっては、別に法律で定める審査会。第三節において「審査会」と総称する。)に諮問しなければならない。

- 1 不服申立てが不適法であり、却下するとき。
- 2 裁決又は決定で、不服申立てに係る開示決定等(開示請求に係る行政文書の全部を開示

する旨の決定を除く。以下この号及び第二十条において同じ。)を取り消し又は変更し、当該不服申立てに係る行政文書の全部を開示することとするとき。ただし、当該開示決定等について反対意見書が提出されているときを除く。

#### (諮問をした旨の通知)

第十九条 前条の規定により諮問をした行政機関の長(以下「諮問庁」という。)は、次に掲げる者に対し、諮問をした旨を通知しなければならない。

- 1 不服申立人及び参加人
- 2 開示請求者(開示請求者が不服申立人又は参加人である場合を除く。)
- 3 当該不服申立てに係る開示決定等について反対意見書を提出した第三者(当該第三者が不服申立人又は参加人である場合を除く。)

(第三者からの不服申立てを棄却する場合等における手続)

第二十条 第十三条第三項の規定は、次の各号のいずれかに該当する裁決又は決定をする場合について準用する。

- 1 開示決定に対する第三者からの不服申立てを却下し、又は棄却する裁決又は決定
- 2 不服申立てに係る開示決定等を変更し、当該開示決定等に係る行政文書を開示する旨の裁決又は決定(第三者である参加人が当該行政文書の開示に反対の意思を表示している場合に限る。)

#### 第二節 情報公開審査会

#### (設置)

第二十一条 第十八条の規定による諮問に応じ不服申立てについて調査審議するため、総理府に、情報公開審査会を置く。

#### (組織)

第二十二条 情報公開審査会は、委員九人をもって組織する。

2 委員は、非常勤とする。ただし、そのうち三人以内は、常勤とすることができる。

#### (委員)

第二十三条 委員は、優れた識見を有する者のうちから、両議院の同意を得て、内閣総理大臣が任命する。

2 委員の任期が満了し、又は欠員を生じた場合において、国会の閉会又は衆議院の解散のために両議院の同意を得ることができないときは、内閣総理大臣は、前項の規定にかかわらず、同項に定める資格を有する者のうちから、委員を任命することができる。

3 前項の場合においては、任命後最初の国会で両議院の事後の承認を得なければならない。この場合において、両議院の事後の承認が得られないときは、内閣総理大臣は、直ちにその委員を罷免しなければならない。

4 委員の任期は、三年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 委員は、再任されることができる。

6 委員の任期が満了したときは、当該委員は、後任者が任命されるまで引き続きその職務を行うものとする。

7 内閣総理大臣は、委員が心身の故障のため職務の執行ができなると認めるとき、又は委員に職務上の義務違反その他委員たるに適しない非行があると認めるときは、両議院の同意を得て、その委員を罷免することができる。

8 委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

9 委員は、在任中、政党その他の政治的団体の役員となり、又は積極的に政治運動をしてはならない。

10 常勤の委員は、在任中、内閣総理大臣の許可がある場合を除き、報酬を得て他の職務に従事し、又は営利事業を営み、その他金銭上の利益を目的とする業務を行ってはならない。

11 委員の給与は、別に法律で定める。

#### (会長)

第二十四条 情報公開審査会に、会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、情報公開審査会を代表する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

第二十五条 情報公開審査会は、その指名する委員二人をもって構成する合議体で、不服申立てに係る事件について調査審議する。

2 前項の規定にかかわらず、情報公開審査会が定める場合においては、委員の全員をもって構成する合議体で、不服申立てに係る事件について調査審議する。

第二十六条 情報公開審査会の事務を処理させるため、情報公開審査会に事務局を置く。

2 事務局に、事務局長のほか、所要の職員を置く。

3 事務局長は、会長の命を受けて、局務を掌理する。

第三節 審査会の調査審議の手続

第二十七条 審査会は、必要があると認めるときは、諮問庁に対し、開示決定等に係る行政文書の提示を求めることができる。この場合においては、何人も、審査会に対し、その提示された行政文書の開示を求めることができない。

2 諮問庁は、審査会から前項の規定による求めがあったときは、これを拒んではならない。

3 審査会は、必要があると認めるときは、諮問庁に対し、開示決定等に係る行政文書に記録されている情報の内容を審査会の指定する方法により分類又は整理した資料を作成し、審査会に提出するよう求めることができる。

4 第一項及び前項に定めるもののほか、審査会は、不服申立てに係る事件に関し、不服申立人、参加人又は諮問庁(以下「不服申立人等」という。)に意見書又は資料の提出を求めること、適当と認める者にその知っている事実を陳述さ

せ又は鑑定を求めることその他必要な調査をすることが出来る。

(意見の陳述)

第二十八條 審査会は、不服申立人等から申立てがあったときは、当該不服申立人等に口頭で意見を述べた機会を与えなければならない。ただし、審査会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

2 前項本文の場合においては、不服申立人又は参加人は、審査会の許可を得て、補佐人とともに出席することが出来る。

(意見書の提出)

第二十九條 不服申立人等は、審査会に対し、意見書又は資料を提出することが出来る。ただし、審査会が意見書又は資料を提出すべき相当の期間を定めたときは、その期間内にこれを提出しなければならない。

(委員による調査手続)

第三十條 審査会は、必要があると認めるときは、その指名する委員に、第二十七條第一項の規定により提示された行政文書を閲覧させ、同条第四項の規定による調査をさせ、又は第二十八條第一項本文の規定による不服申立人等の意見の陳述を聴かせることが出来る。

(提出資料の閲覧)

第三十一條 不服申立人等は、審査会に対し、審査会に提出された意見書又は資料の閲覧を求めることが出来る。この場合において、審査会は、第三者の利益を害するおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときでなければ、その閲覧を拒むことが出来ない。

2 審査会は、前項の規定による閲覧について、日時及び場所を指定することが出来る。

(調査審議手続の非公開)

第三十二條 審査会の行う調査審議の手続は、公開しない。

(不服申立ての制限)

第三十三條 この節の規定により審査会又は委員がした処分については、行政不服審査法による

不服申立てをすることが出来ない。

(答申書の送付等)

第三十四條 審査会は、諮問に対する答申をしたときは、答申書の写しを不服申立人及び参加人に送付するとともに、答申の内容を公表するものとする。

(政令への委任)

第三十五條 この節に定めるもののほか、審査会の調査審議の手続に関し必要な事項は、政令(第十八條の別に法律で定める審査会にあっては、会計検査院規則)で定める。

第四章 補則

(行政文書の管理)

第三十六條 行政機関の長は、この法律の適正かつ円滑な運用に資するため、行政文書を適正に管理するものとする。

2 行政機関の長は、政令で定めるところにより行政文書の管理に関する定めを設けるとともに、これを一般の閲覧に供しなければならない。

3 前項の政令においては、行政文書の分類、作成、保存及び廃棄に関する基準その他の行政文書の管理に関する必要な事項について定めるものとする。

(開示請求をしようとする者に対する情報の提供等)

第三十七條 行政機関の長は、開示請求をしようとする者が容易かつ的確に開示請求をすることができるよう、当該行政機関が保有する行政文書の特定に資する情報の提供その他の開示請求をしようとする者の利便を考慮した適切な措置を講ずるものとする。

2 総務庁長官は、この法律の円滑な運用を確保するため、開示請求に関する総合的な案内所を整備するものとする。

(施行の状況の公表)

第三十八條 総務庁長官は、行政機関の長に対し、この法律の施行の状況について報告を求めることが出来る。

2 総務庁長官は、毎年度、前項の報告を取りま

とめ、その概要を公表するものとする。

(行政機関の保有する情報の提供に関する施策の充実)

第三十九條 政府は、その保有する情報の公開の総合的な推進を図るため、行政機関の保有する情報が適時に、かつ、適切な方法で国民に明らかにされるよう、行政機関の保有する情報の提供に関する施策の充実を努めるものとする。

(地方公共団体の情報公開)

第四十條 地方公共団体は、この法律の趣旨にのっとり、その保有する情報の公開に関し必要な施策を策定し、及びこれを実施するよう努めなければならない。

(特殊法人の情報公開)

第四十一條 政府は、法律により直接に設立された法人又は特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人(総務庁設置法(昭和五十八年法律第七十九号)第四条第十一号の規定の適用を受けない法人を除く。以下この条において「特殊法人」という。)について、その性格及び業務内容に応じ、特殊法人の保有する情報の開示及び提供が推進されるよう、情報の公開に関する法制上の措置その他の必要な措置を講ずるものとする。

(政令への委任)

第四十二條 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。

(罰則)

第四十三條 第二十三條第八項の規定に違反して秘密を漏らした者は、一年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

附則

この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第二十三條第一項中両議院の同意を得ることに關する部分及び第三十九條から第四十一条までの規定は、公布の日から施行する。

理由

行政改革委員会の内閣総理大臣に対する平成八年十二月十六日付け情報公開法制の確立に関する意見にかんがみ、行政機関の保有する情報の一層の公開を図るため、何人も行政機関の長に対し行政文書の開示を請求することが出来る権利について定めるとともに、開示決定等に対する不服申立てについて行政機関の長の諮問に応じて調査審議を行う情報公開審査会を置くこと等の措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

行政機関の保有する情報の公開に関する法律案に対する修正案

行政機関の保有する情報の公開に関する法律案の一部を次のように修正する。

目次中「第三章 不服申立て」を「第三章 不服申立て等」に、「第三節 審査会の調査審議の手続」を「第二十七條―第三十五條」を「第三節 審査会の調査審議の手続(第二十七條―第三十五條)」に、「第三十六條―第四十三條」を「第三十七條―第四十四條」に改める。

第十六條第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 前項の手数料の額を定めるに当たっては、できる限り利用しやすい額とするよう配慮しなければならない。

「第三章 不服申立て」を「第三章 不服申立て等」に改める。

第四十三條を第四十四條とし、第四十二條を第四十一條とし、この条において「を削り、同条を第四十二條とし、第三十六條から第四十條までを一条ずつ繰り下げる。

第三章に次の一節を加える。

第四節 訴訟の管轄の特例等

(訴訟の管轄の特例等)

第三十六條 開示決定等の取消しを求める訴訟及び開示決定等に係る不服申立てに対する裁決又は決定の取消しを求める訴訟(次項において「情報公開訴訟」という。)については、行政事件訴訟法(昭和二十七年法律第百二十九号)第十二条に定める裁判所のほか、原告の普通裁判所の所在地を管轄する高等裁判所の所在地を管轄する地方裁判所(次項において「特定管轄裁判所」という。)にも提起することができる。

2 前項の規定により特定管轄裁判所に訴えが提起された場合であつて、他の裁判所に同一又は同種若しくは類似の行政文書に係る情報公開訴訟が係属している場合においては、当該特定管轄裁判所は、当事者の住所又は所在地、尋問を受けるべき証人の住所、争点又は証拠の共通性その他の事情を考慮して、相当と認めるときは、申立てにより又は職権で、訴訟の全部又は一部について、当該他の裁判所又は行政事件訴訟法第十二条に定める裁判所に移送することができる。

附則中「及び第三十九条から第四十一条までを、第四十条から第四十二条まで及び次項」に改め、附則を附則第一項とし、附則に次の二項を加える。

2 政府は、特殊法人の保有する情報の公開に關し、この法律の公布後二年を目途として、第四十二条の法制上の措置を講ずるものとする。

3 政府は、この法律の施行後四年を目途として、この法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

行政機関の保有する情報の公開に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案

行政機関の保有する情報の公開に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律

目次

第一章 会計検査院関係(第一条)  
第二章 総理府関係(第二条・第三条)  
第三章 法務省関係(第四条・第十条)  
第四章 文部省関係(第十一条)  
第五章 農林水産省関係(第十二条・第十三条)  
第六章 通商産業省関係(第十四条・第二十条)  
第七章 運輸省関係(第二十一条・第二十三条)  
第八章 建設省関係(第二十四条)  
附則

第一章 会計検査院関係  
(会計検査院法の一部改正)  
第一条 会計検査院法(昭和二十二年法律第七十三号)の一部を次のように改正する。

目次中「第四節 事務総局」を「第四節 事務総局」に改める。  
第一章 第四節の次に次の一節を加える。

第十九条の二 行政機関の保有する情報の公開に関する法律(平成十年法律第 号)第十八条の規定による院長の諮問に依り不服申立てについて調査審議するため、会計検査院に、会計検査院情報公開審査会を開く。

会計検査院情報公開審査会は、委員二人をもつて組織する。

委員は、非常勤とする。

第十九条の三 委員は、優れた識見を有する者のうちから、両議院の同意を得て、院長が任命する。

委員の任期が満了し、又は欠員を生じた場合において、国会の閉会又は衆議院の解散のために両議院の同意を得ることができないときは、院長は、前項の規定にかかわらず、同項に定める資格を有する者のうちから、委員を任命することができる。

前項の場合においては、任命後最初の国会で両議院の事後の承認を得なければならぬ。

い。この場合において、両議院の事後の承認が得られないときは、院長は、直ちにその委員を罷免しなければならない。

委員の任期は、三年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

委員は、再任されることが出来る。

委員の任期が満了したときは、当該委員は、後任者が任命されるまで引き続きその職務を行うものとする。

院長は、委員が心身の故障のため職務の執行ができなると認めるとき、又は委員に職務上の義務違反その他委員たるに適しない非行があると認めるときは、両議院の同意を得て、その委員を罷免することができる。

委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

委員は、在任中、政党その他の政治的団体の役員となり、又は積極的に政治運動をしてはならない。

委員の給与は、別に法律で定める。

第十九条の四 前条第八項の規定に違反して秘密を漏らした者は、一年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

第十九条の五 前三条に定めるもののほか、会計検査院情報公開審査会の組織及び運営に關し必要な事項は、会計検査院規則で定める。

第二章 総理府関係  
(特別職の職員の給与に関する法律の一部改正)  
第二条 特別職の職員の給与に関する法律(昭和二十四年法律第二百五十二号)の一部を次のように改正する。

十九の七 情報公開審査会の非常勤の委員別表第一中「行政改革委員会の非常勤の委員」を「情報公開審査会の非常勤の委員」に改める。

(総務庁設置法の一部改正)  
第三条 総務庁設置法(昭和五十八年法律第七十九号)の一部を次のように改正する。

第九条第五項中「並びに同条第五十八号」を「同条第五十八号」に改め、「除く」に関するもの(の下)に並びに行政機関の保有する情報の公開に関する法律(平成十年法律第 号)第三十七條第二項の案内所に関する事務を加える。

第三章 法務省関係  
(不動産登記法の一部改正)  
第四条 不動産登記法(明治三十二年法律第二十四号)の一部を次のように改正する。

目次中「行政手続法(適用除外)(第五百五十一條ノ九)」を他ノ法律ノ適用除外(第五百五十一條ノ九・第五百五十一條ノ十)に改める。

第二十一条第一項中「抄本又ハ地圖若クハ建物所在圖の下に若クハ登記簿ノ附屬書類中地積ノ測量圖、建物ノ圖面其他ノ圖面(以下本条ニ於テ地積測量圖等ト稱ス)を加え、」を「利害ノ關係アル部分ニ限リ」を削り、「若クハ其附屬書類又ハ地圖若クハ建物所在圖を、地圖若クハ建物所在圖又ハ登記簿ノ附屬書類(地積測量圖等以外ノモノニ在リテハ利害ノ關係アル部分ニ限リ)に改め、同条第二項中「建物所在圖」の下に「若クハ地積測量圖等」を加える。

第二十四条ノ三第三項中「利害ノ關係アル部分ニ限リ」を削り、「地圖ニ準ズル圖面」の下に「全部又ハ一部ノ写ノ交付ヲ請求シ又其」を加え、「第二十一条第三項及ビ」を「第二十一条第二項乃至」に改める。

「第四章ノ三 行政手続法ノ適用除外」を「第四章ノ三 他ノ法律ノ適用除外」に改める。

第四百ノ三中第五百五十一條ノ九の次に次の一条を加える。

第五百五十一條ノ十 登記簿(閉鎖登記簿ヲ含ム)



その附属書類の写しを加え、同条中第六項を第七項とし、第五項の次に次の一項を加える。  
6 著作権登録簿及びその附属書類については、情報公開法の規定は、適用しない。  
第八十六条第一項中、「第四十二条」を「から第四十二条の二までに改め、同条第二項中又は第四十二条を、第四十二条又は第四十二条の二に改める。  
第八十八条第二項中「及び第三項」を、「第三項及び第六項」に改める。  
第二百一条第一項及び第四項第一号中、「第四十二条」を「から第四十二条の二までに改める。  
第二百四十四条中「及び第三項」を、「第三項及び第六項」に改める。  
第五章 農林水産省関係  
(漁業法の一部改正)  
第十二条 漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)の一部を次のように改正する。  
第五十条第三項中「前二項」を「前三項」に、「の外」を「のほか」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。  
3 免許漁業原簿については、行政機関の保有する情報の公開に関する法律(平成十年法律第 号)の規定は、適用しない。  
(種苗法の一部改正)  
第十三条 種苗法(平成十年法律第 号)の一部を次のように改正する。  
第四十六条に次の一項を加える。  
2 品種登録簿又は第五条第一項の願書若しくはこれに添付した写真その他の資料については、行政機関の保有する情報の公開に関する法律(平成十年法律第 号)の規定は、適用しない。  
第四十七条第一項中「前条を」前条第一項」に改める。  
第六章 通商産業省関係  
(鉱業法の一部改正)  
第十四条 鉱業法(昭和二十五年法律第二百八十

九号)の一部を次のように改正する。  
第五十九条に次の一項を加える。  
5 鉱業原簿については、行政機関の保有する情報の公開に関する法律(平成十年法律第 号)の規定は、適用しない。  
(特許法の一部改正)  
第十五条 特許法(昭和三十四年法律第二百一十一号)の一部を次のように改正する。  
第八十六条に次の一項を加える。  
3 特許に関する書類及び特許原簿のうち磁気テープをもつて調製した部分については、行政機関の保有する情報の公開に関する法律(平成十年法律第 号)の規定は、適用しない。  
(意匠法の一部改正)  
第十六条 意匠法(昭和三十四年法律第二百一十五号)の一部を次のように改正する。  
第六十三条に次の一項を加える。  
3 意匠登録に関する書類及び意匠原簿のうち磁気テープをもつて調製した部分については、行政機関の保有する情報の公開に関する法律(平成十年法律第 号)の規定は、適用しない。  
(商標法の一部改正)  
第十七条 商標法(昭和三十四年法律第二百一十七号)の一部を次のように改正する。  
第七十二条に次の一項を加える。  
3 商標登録又は防護標章登録に関する書類及び商標原簿のうち磁気テープをもつて調製した部分については、行政機関の保有する情報の公開に関する法律(平成十年法律第 号)の規定は、適用しない。  
(日本国と大韓民国との間の両国に隣接する大陸棚の南部の共同開発に関する協定の実施に伴う石油及び可燃性天然ガス資源の開発に関する特別措置法の一部改正)  
第十八条 日本国と大韓民国との間の両国に隣接する大陸棚の南部の共同開発に関する協定の実施に伴う石油及び可燃性天然ガス資源の開発に

関する特別措置法(昭和五十三年法律第八十一号)の一部を次のように改正する。  
第三十二条中第五項を第八項とし、第四項の次に次の一項を加える。  
5 特定鉱業原簿については、行政機関の保有する情報の公開に関する法律(平成十年法律第 号)の規定は、適用しない。  
(半導体集積回路の回路配置に関する法律の一部改正)  
第十九条 半導体集積回路の回路配置に関する法律(昭和六十年法律第四十三号)の一部を次のように改正する。  
第四十八条に次の一項を加える。  
3 回路配置原簿又は第三条第二項の申請書若しくはこれに添付した図面その他の資料については、行政機関の保有する情報の公開に関する法律(平成十年法律第 号)の規定は、適用しない。  
(工業所有権に関する手続等の特例に関する法律の一部改正)  
第二十条 工業所有権に関する手続等の特例に関する法律(平成二年法律第三十号)の一部を次のように改正する。  
第十二条に次の一項を加える。  
4 ファイルについては、行政機関の保有する情報の公開に関する法律(平成十年法律第 号)の規定は、適用しない。  
第七章 運輸省関係  
(鉄道抵当法の一部改正)  
第二十一条 鉄道抵当法(明治三十八年法律第五十三号)の一部を次のように改正する。  
第三十八条第一項及び第二項中「納付シテ鉄道抵当原簿」の下に「及鉄道財団目録」を加える。  
第三十八条ノ二に次の一項を加える。  
行政機関の保有する情報の公開に関する法律(平成十年法律第 号)ノ規定ハ鉄道抵当原簿及鉄道財団目録ニ付テハ之ヲ適用セズ。  
(道路運送車両法の一部改正)

第二十二條 道路運送車両法(昭和二十六年法律第八十五号)の一部を次のように改正する。  
第三十六条の三の見出しを「(他の法律の適用除外)」に改め、同条に次の一項を加える。  
3 自動車登録ファイルについては、行政機関の保有する情報の公開に関する法律(平成十年法律第 号)の規定は、適用しない。  
(航空法の一部改正)  
第二十三条 航空法(昭和二十七年法律第二百三十一号)の一部を次のように改正する。  
第八条の二中「利害関係がある部分に限り」を削る。  
第八条の四の次に次の一項を加える。  
(行政機関の保有する情報の公開に関する法律の適用除外)  
第八条の五 航空機登録原簿については、行政機関の保有する情報の公開に関する法律(平成十年法律第 号)の規定は、適用しない。  
第八章 建設省関係  
(特定多目的ダム法の一部改正)  
第二十四条 特定多目的ダム法(昭和三十三年法律第三十五号)の一部を次のように改正する。  
第二十六条第四項中「前三項」を「前各項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。  
4 ダム使用権登録簿については、行政機関の保有する情報の公開に関する法律(平成十年法律第 号)の規定は、適用しない。  
附則  
(施行期日)  
第一条 この法律は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律(平成十年法律第 号)以下「情報公開法」という。の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。  
一 第一条中第一章第四節の次に一節を加える改正規定(第十九条の三第一項中両議院の同意を得ることに関する部分に限る。) この法

律の公布の日

二 第十条及び附則第三条の規定 債権譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律（平成十年法律第 号）又はこの法律の施行の日のうちいずれか遅い日

三 第十三条の規定 種苗法（平成十年法律第 号）又はこの法律の施行の日のうちいずれか遅い日

（著作権法の一部改正に伴う経過措置）

第二条 第十一条の規定による改正後の著作権法第十八条第三項の規定は、この法律の施行前に著作者が情報公開法第二条第一項に規定する行政機関又は地方公共団体に提供した著作物でまだ公表されていないもの（その著作者の同意を得ないで公表された著作物を含む。）については、適用しない。

（印紙をもつてする歳入金納付に関する法律の一部改正）

第三条 印紙をもつてする歳入金納付に関する法律（昭和二十三年法律第四百一十二号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第八号中「第十五条第一項」を「第十六条第一項」に改める。

理由

行政機関の保有する情報の公開に関する法律の施行に伴い、会計検査院法その他の関係法律の規定の整備等をする必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

行政機関の保有する情報の公開に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案に対する修正案

行政機関の保有する情報の公開に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案の一部を次のように修正する。

本則（第三条、第十条及び第十三条を除く。）中「平成十年法律第 号」を「平成十一年法律第 号」に改める。

第三条中（平成十年法律第 号）第三十七条第二項を（平成十一年法律第 号）第三十八条第二項に改める。

第十条中「債権譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律（平成十年法律第 号）」を「債権譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律（平成十年法律第四百一十二号）」に、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成十年法律第 号）」を「行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成十一年法律第 号）」に改める。

第十三条中「種苗法（平成十年法律第 号）」を「種苗法（平成十年法律第八十三号）」に、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成十年法律第 号）」を「行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成十一年法律第 号）」に改める。

附則第一条中「行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成十年法律第 号）」を「行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成十一年法律第 号）」に改める。

行政機関の保有する情報の公開に関する法律案（平成十年法律第 号）を「種苗法（平成十年法律第四百一十二号）」に改め、同条第三号中「種苗法（平成十年法律第 号）」を「種苗法（平成十年法律第八十三号）」に改める。

行政情報の公開に関する法律案

行政情報の公開に関する法律

目次

第一章 総則（第一条、第二条）

第二章 行政情報の開示等

第一節 行政情報の開示（第三条、第十三条）

第一款 行政情報開示不服審査会に対する諮問等（第十四条、第十五条）

第二款 行政情報開示不服審査会（第十六条、第三十条）

第三節 訴訟（第三十一条、第三十二条）

第三章 行政情報の公開の総合的な推進等（第三十三条、第三十八号）

第四章 雑則（第三十七条、第三十九条）

附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、国民主権の理念にのっとり、行政情報の開示を請求する国民の権利について定めることにより、行政運営の公開性の向上を図り、もって国民の知る権利を保障するとともに、政府の諸活動を国民に説明する責務が全うされるようにし、国民の行政に対する監視及び参加の充実に資することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 行政機関 次に掲げる機関をいう。

イ 法律の規定に基づき内閣に置かれる機関、国家行政組織法（昭和二十三年法律第二百一十号）第三条第二項に規定する国の行政機関として置かれる機関（ロの政令で定める機関が置かれる機関にあっては、当該政令で定める機関を除く。）及び法律の規定に基づき内閣の所轄の下に置かれる機関

ロ 国家行政組織法第八條の二の施設等機関及び同法第八條の三の特別の機関のうち政令で定めるもの

ハ 会計検査院

ニ 特殊法人（総務庁設置法（昭和五十八年法律第七十九号）第四条第十一号に規定する法人同号の規定の適用を受けない法人を除く。）のうち、商法（明治三十二年法律第四十八号）の適用を受ける法人であって、その出資の割合、役員を選任等において政府に支配されていないものとして政令で定めるもの以外の法人をいう。

二 行政情報 行政機関が保有する情報（前号ロの政令で定める機関が置かれる同号イの行政機関にあっては、当該政令で定める機関が保有する情報を除く。）をいう。

行政機関にあっては、当該政令で定める機関が保有する情報を除く。）をいう。

三 行政資料 行政機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画、写真、フィルム、磁気テープ、磁気ディスク、光ディスクその他の記録物であって、当該行政機関が保有するものをいう。ただし、一般に容易に入手することができるもの又は一般に利用することができ、施設において閲覧・視聴を含む。以下同じ。）に供されているものを除く。

第二章 行政情報の開示等

第一節 行政情報の開示

（行政情報の開示）

第三条 何人も、行政機関の長（前条第一号ロに掲げる機関にあってはその機関）に政令で定める者、同号ニに掲げる機関にあっては代表権を有する者をいう。以下同じ。）に対し、行政情報（行政資料に記録されているものに限る。以下この章において同じ。）の開示を請求することができる。

2 行政機関の長は、前項の規定による開示の請求（以下「開示請求」という。）があつたときは、次条第一項若しくは第二項又は第五条に該当する場合を除き、開示請求をした者（以下「開示請求者」という。）に対し、当該開示請求に係る行政情報を開示しなければならない。

（行政情報の不開示等）

第四条 行政機関の長は、開示請求に係る行政情報の全部又は一部が次に掲げる情報（以下この条において「不開示情報」という。）のいずれかに該当すると認めるときは、当該全部又は一部を開示しないことができる。

一 個人の思想、宗教、身体的特徴、健康状態、家族構成、職業、学歴、出身、住所、所属団体、財産、所得等個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であつて、特定の個人が識別されるもの（当該情報のみでは識別することができないが、一般に容易に入手することができる他の

情報と照合することにより識別され得るものを含む。のうちに、一般に他人に知られたくないと望むことが正当であると認められるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

イ 法令の規定により又は慣行として公にされている情報又は公にすることが予定されている情報

ロ 公務員（国家公務員法（昭和二十二年法律第二十号）第二条第一項に規定する国家公務員及び地方公務員法（昭和二十五年法律第六十一号）第二条に規定する地方公務員をい）、第二条第一号二に掲げる機関の職員を含む。の職務の遂行に係る情報に含まれる当該公務員の職及び氏名に関する情報

ハ 開示しないことにより保護される個人の正当な利益よりも、人の生命、身体、健康、財産又は生活を保護するため、開示することが必要であると認められる情報

二 法人その他の団体（国及び地方公共団体を除く。以下この条において「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であつて、開示することにより、当該法人等又は当該個人の基本的な権利、その競争上又は事業運営上の地位その他正当な利益を害することが明らかであるもの。ただし、開示しないことにより保護される当該法人等又は当該個人の正当な利益よりも、当該法人等又は当該個人の事業活動によって生ずる危害又は侵害から人の生命、身体若しくは健康又は財産若しくは生活を保護するため、開示することが必要であると認められる情報を除く。

三 開示することにより、国の安全が害されること、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれること又は他国若しくは国際機関との交渉上不利を被ることが明らかである情報当該情報に係る行政資料を作成し、又は取得した日から起算して二十年を経過しない

ものに限る。）

四 開示することにより、犯罪の予防若しくは捜査、公訴の提起若しくは維持、刑の執行又は警備の目的を達成することができないことが明らかである情報その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすことが明らかである情報

五 監査、検査、取締り、争訟、交渉、契約、試験、調査、研究、人事管理、現業の事業経営その他行政機関の事務又は事業に関する情報であつて、当該事務又は事業の性質上、開示することにより当該事務又は事業の目的を達成することができないことが明らかであるもの

2 行政機関の長は、開示請求に係る行政情報が記録されている行政資料に不開示情報とそれ以外の情報とが記録されている場合において、当該不開示情報が記録されている部分とそれ以外の情報が記録されている部分とを分離することが困難であると認めるときは、開示請求者に対し、当該行政資料に記録されている行政情報の全部を開示しないことができる。

3 行政機関の長は、開示請求に係る行政情報が第一項第一号又は第二号に規定する不開示情報に該当する場合であっても、当該行政情報に係る個人又は法人等がその開示について承諾したときは、開示請求者に対し、当該行政情報を開示するものとする。

4 行政機関の長は、開示請求に係る行政情報が不開示情報に該当する場合において、開示しないことにより保護される正当な利益に優越する公益上の理由が明らかであると認めるときは、開示請求者に対し、当該行政情報を開示するものとする。

（行政情報の存在に関する情報）

第五条 開示請求に係る行政情報が前条第一項第一号、第三号又は第四号に該当する場合において、当該行政情報の存在を答えるだけで、同項第一号、第三号又は第四号の規定により保護さ

れる利益が当該行政情報を開示した場合と同様に害されることとなることが明らかであるときは、行政機関の長は、開示請求に係る行政情報の存在を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。

（開示請求の方法）

第六条 開示請求は、政令で定めるところにより、行政機関の長に対し、次に掲げる事項を記載した請求書を提出して、行わなければならない。

一 氏名又は名称及び住所又は事務所若しくは事業所の所在地並びに法人その他の団体にあってはその代表者の氏名

二 開示請求をする行政情報

三 行政情報の開示の方法

（開示決定等）

第七条 行政機関の長は、開示請求を受理した日から起算して十四日以内に、第三項第二号若しくは第四項第三号若しくは第四項の規定により開示請求に係る行政情報を開示する旨の決定（以下「開示決定」という。）又は同条第一項若しくは第二項の規定により不開示請求に係る行政情報の全部若しくは一部を開示しない旨の決定（第五項の規定により又は不開示請求に係る行政情報が存在しないことにより不開示請求を拒否する決定を含む。以下「不開示決定」という。）をし、政令で定めるところにより、開示請求者に対し、その旨及びその決定が開示決定であるときは不開示の実施に必要事項を、その決定が不開示決定であるときはその理由を書面により通知しなければならない。

2 開示請求者は、行政機関の長が前項に規定する期間内に開示決定又は不開示決定（以下「開示決定等」という。）をしなるときは、次条第一項又は第二項の規定による延長に係る通知を受けた場合を除き、行政機関の長が当該開示請求に係る行政情報について不開示決定をしたものとみなすことができる。

（不開示決定等の期間の特例）

第八条 行政機関の長は、事務処理上の困難その他の正当な理由により、前条第一項に規定する期間内に開示決定等をするができないときは、同項の規定にかかわらず、開示請求を受理した日から起算して三十日を限度として、これを延長することができる。この場合において、行政機関の長は、政令で定めるところにより、開示請求者に対し、同項に規定する期間内に、当該期間内に開示決定等をするができない理由及び延長する期間を書面により通知しなければならない。

2 行政機関の長は、開示請求に係る行政情報が記録されている行政資料が著しく大量であるため、前項の規定により延長された期間内にそのすべてについて不開示決定等をするにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、当該行政資料の相当量に係る部分についてのみ当該期間内に不開示決定等をし、当該部分を除く部分についての不開示決定等については、開示請求を受理した日から起算して六十日を限度として、これを延長することができる。この場合においては、前項後段の規定を準用する。

3 前条第二項の規定は、開示請求者が前二項の規定による延長に係る通知を受けた場合について準用する。

（事案の移送）

第九条 行政機関の長は、開示請求に係る行政情報が記録されている行政資料の全部又は一部が他の行政機関により作成されたものであるときその他相当の理由があるときは、当該他の行政機関の長と協議の上、当該開示請求に係る事案の全部又は一部を当該他の行政機関の長に移送することができる。この場合においては、行政機関の長は、政令で定めるところにより、開示請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

（第三者保護に関する手続）

第十条 開示請求に係る行政情報が記録されてい

る行政資料に国(第二十一条第一号)に掲げる機関を含む。)、地方公共団体及び開示請求者以外の者(以下この条において「第三者」という。)に関する情報が記録されているときは、行政機関の長は、開示決定等をするに際し、当該第三者の意見を聴くことができる。

2 行政機関の長は、前項の規定により第三者の意見を聴いた場合において、同項に規定する行政情報を開示するときは、当該行政情報の開示決定等をした日と当該行政情報の開示を実施する日との間に当該第三者が行政不服審査法(昭和三十七年法律第六十号)による不服申立て(以下「不服申立て」という。)をするための相当な期間を確保するとともに、当該開示決定等の後速やかに、当該第三者に対し、政令で定めるところにより、政令で定める事項を書面により通知するものとする。

(開示の方法)

第十一条 第三条第二項又は第四条第三項若しくは第四項の規定による行政情報の開示は、政令で定めるところにより、当該行政情報が記録されている行政資料を閲覧に供し、又は複写させることにより行う。

2 前項の規定にかかわらず、行政資料を閲覧に供し、若しくは複写させることが適切でないこと明らかに認められるときはその理由を示して、又は開示請求者が希望するときは、当該行政資料の写しの交付をもってこれに代えることができる。

3 開示請求に係る行政情報が記録されている行政資料が行政機関のうち政令で定めるものにおいて歴史的若しくは文化的な資料又は学術研究用の資料として特別に保有されているものである場合には、前二項の規定にかかわらず、当該行政情報の開示の方法について政令で特別の定めをすることができる。

(手数料等)

第十二条 行政資料を閲覧に供することにより行う行政情報の開示は、これを無償とする。

2 開示請求者は、前条第二項の規定による行政資料の写しの交付を受けるときは、政令で定めるところにより、実質的範囲内において政令で定める額の手料を納付しなければならない。

3 行政機関の長は、開示請求者に経済的困難その他特別の理由があると認めるときは、政令で定めるところにより、前項の手料を免除し、又は減額することができる。開示請求に公益上の理由があると認めるときも、同様とする。

4 開示請求者は、政令で定めるところにより、行政資料の写しの送付を受ける場合には、郵送料を納付しなければならない。

(権限又は事務の委任)

第十三条 行政機関の長は、政令(第二十一条第一号)に掲げる機関のうち内閣の所轄の下に置かれる機関及び同号ハに掲げる機関にあつては、当該機関の命令で定めるところにより、この節に定める権限又は事務を当該行政機関の職員に委任することができる。

第二節 不服申立て

第一款 行政情報開示不服審査会に対する諮問等

(行政情報開示不服審査会に対する諮問)

第十四条 開示決定等(第二十一条第一号ハに掲げる機関の長がする開示決定等を除く。)に係る不服申立てに対して決定又は裁決をしようとするときは、次に掲げる場合を除き、当該不服申立てに係る処分庁、審査庁又は再審査庁は、行政情報開示不服審査会に諮問をしなければならない。

一 不服申立てが不適法であり、却下するとき。

二 不開示決定、開示決定に係る不服申立てに對して、当該不開示決定を取り消し、当該開示決定に係る行政情報の全部又は一部を開示しない旨の裁決を含む。以下この号及び第二十五條第一項において同じ。)を取り消し、当該不開示決定に係る行政情報の全部を開示する旨の決定又は裁決をするとき(当該行政情報

が記録されている行政資料に第十条第一項に規定する第三者に関する情報が記録されている場合を除く。)

(答申の尊重)

第十五条 前条の規定による諮問をした処分庁、審査庁又は再審査庁(以下この節において「諮問庁」という。)は、当該諮問に対する答申を受けたときは、これを尊重しなければならない。

第一款 行政情報開示不服審査会

(設置)

第十六条 第十四条の規定による諮問に応じ不服申立てについて調査審議させるため、総理府に、行政情報開示不服審査会(以下この款において「審査会」という。)を置く。

(組織)

第十七条 審査会は、委員六人をもって組織する。

2 委員のうち三人は、非常勤とすることができる。

(委員の任命)

第十八条 委員は、人格が高潔であつて、情報公開に関し優れた識見を有する者のうちから、両議院の同意を得て、内閣総理大臣が任命する。

2 委員の任期が満了し、又は欠員を生じた場合において、国会の閉会又は衆議院の解散のため両議院の同意を得ることができないときは、内閣総理大臣は、前項の規定にかかわらず、同項に定める資格を有する者のうちから、委員を任命することができる。

3 前項の場合においては、任命後最初の国会において両議院の事後の承認を得なければならない。この場合において、両議院の事後の承認が得られないときは、内閣総理大臣は、直ちに、その委員を罷免しなければならない。

(委員の任期)

第十九条 委員の任期は、三年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

3 委員の任期が満了したときは、当該委員は、後任者が任命されるまで引き続きその職務を行うものとする。

(委員の身分保障)

第二十条 委員は、次の各号のいずれかに該当する場合を除いては、在任中、その意に反して罷免されることがない。

一 禁治産、準禁治産又は破産の宣告を受けたとき。

二 禁錮以上の刑に処せられたとき。

三 審査会により、心身の故障のため職務の執行ができなかつたと認められたとき又は職務上の義務違反その他委員たるに適しない非行があると認められたとき。

(委員の罷免)

第二十一条 内閣総理大臣は、委員が前条各号のいずれかに該当するときは、その委員を罷免しなければならない。

(会長)

第二十二条 審査会に会長を置き、委員の互選によつて常勤の委員のうちからこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審査会を代表する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する常勤の委員が、その職務を代理する。

(委員の職務)

第二十三条 委員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後とも、同様とする。

2 委員は、在任中、政党その他の政治的団体の役員となり、又は積極的に政治運動をしてはならない。

3 常勤の委員は、在任中、内閣総理大臣の許可のある場合を除くほか、報酬を得て他の職務に従事し、又は営利事業を営み、その他金銭上の利益を目的とする業務を行つてはならない。

(委員の給与)

第二十四条 委員の給与は、別に法律で定める。(不開示決定に関する行政資料の標目等を記載した書面の提出の要求等)

第二十五条 不開示決定に係る不服申立てについて調査審議する場合においては、審査会は、当該不開示決定に関する行政情報記録されている行政資料について、必要があると認めるときは、諮問庁に対し、第四条第一項及び第二項並びに第五条の規定の趣旨に反しない限度において、当該行政資料の標目並びに当該行政資料に記録されている行政情報のうち不開示しない(同条の規定により不開示請求を拒否することを含む。以下この項において同じ。)部分について、これを特定するに足りる事項、その内容の要旨及びこれを不開示しない理由その他必要な事項を、審査会の定める方式に従って分類し、かつ、整理することその他の方法により記載した書面の提出を求めることができる。

2 審査会は、前項の規定により書面の提出を受けた場合においても、なお必要があると認めるときは、諮問庁に対し、当該行政資料の提示をさせることができる。この場合においては、何人も、その提示された行政資料の開示を求めることができない。

3 前二項に定めるもののほか、審査会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、不服申立人、参加人及び諮問庁(以下「不服申立人等」という。)に対して意見書又は資料の提出を求め、参考人に陳述を求め、又は鑑定をさせ、その他必要な調査をすることができる。

(審議の手続)

第二十六条 不服申立人等は、政令で定めるところにより、審査会に対し、口頭で意見を陳述することができる。ただし、審査会においてその必要がないと認めるときは、この限りでない。

2 不服申立人等は、政令で定めるところにより、審査会に対し、意見書又は資料を提出することができる。

3 不服申立人等は、政令で定めるところにより、審査会に対し、審査会に提出された意見書又は資料(前条第二項に規定する行政資料を除く。)の閲覧(複写を含む。以下この条において

同じ。)又は写しの交付を求めることができる。この場合において、審査会は、第三者の利益を害するおそれがあるときその他正当な理由があるときでなければ、その閲覧又は写しの交付を拒むことができる。

4 前項の規定による意見書又は資料の閲覧及び写しの交付については、第十二条の規定を準用する。

5 前各項の規定により審査会がした処分については、不服申立てをすることができない。

第二十七条 審査会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、委員のうちから審査会が指名する者三人をもって構成する合議体で、諮問に係る不服申立てについて調査審議することができる。この場合において、審査会はその定めるところにより、当該合議体の議決をもって審査会の議決とすることができる。

2 審査会(前項の合議体を含む。)は、その委員のうち一部の者をして、第二十五条の規定による調査をさせ、又は前条第二項の規定による陳述を聴かせることができる。

(答申の公表)

第二十八条 第十五条の答申は、これを公表するものとする。

(事務局)

第二十九条 審査会の事務を処理させるため、審査会に、事務局を置く。

2 事務局に、事務局長のほか、所要の職員を置く。

3 事務局長は、委員長の命を受けて、局務を掌理する。

(政令への委任)

第三十条 この款に定めるもののほか、審査会に關し必要な事項は、政令で定める。

第三節 訴訟

(訴訟の管轄)

第三十一条 不開示決定等(不開示決定等に係る不服申立てに対する決定又は裁決を含む。)に係る抗

告訴(行政事件訴訟法(昭和三十七年法律第百三十九号)第三条第一項の抗告訴訟をいう。次条第一項及び第二項において同じ。)は、これを提起しようとする者の住所地の裁判所にも、提起することができる。

(不開示決定に関する行政資料の標目等を記載した書面の提出命令等)

第三十二条 不開示決定(不開示決定に係る不服申立てに対して、当該不開示決定を取り消し、当該不開示決定に係る行政情報の全部又は一部を開示しない旨の決定又は裁決を含む。以下この項及び次項において同じ。)に係る抗告訴訟においては、裁判所は、当該不開示決定に関する行政情報記録されている行政資料について、必要があると認めるときは、行政機関の長に対し、当事者の申立てにより又は職権で、決定をもって、第四条第一項及び第二項並びに第五条の規定の趣旨に反しない限度において、当該行政資料の標目並びに当該行政資料に記録されている行政情報のうち不開示しない(同条の規定により不開示請求を拒否することを含む。以下この項及び次項において同じ。)部分について、これを特定するに足りる事項、その内容の要旨及びこれを不開示しない理由その他必要な事項を、その裁判所の定める方式に従って分類し、かつ、整理することその他の方法により記載した書面の提出を命ずることができる。

2 前項の抗告訴訟において不開示決定に関する行政情報記録されている行政資料につき文書提出命令の申立てがあったときは、行政事件訴訟法第七条の規定によりその例によることとされる民事訴訟法(平成八年法律第百九号)第二百二十条各号に掲げる場合のほか、当該行政情報

が第四条第一項若しくは第二項又は第五条の規定により不開示しないことができる行政情報に該当するものでない場合には、当該行政資料を保有する行政機関の長は、その提出を拒むことができる。

3 裁判所は、前項の文書提出命令の申立てがあった場合において、第一項の規定により提出を受けた書面によっても、なお当該行政資料が前項の規定により提出を拒むことができないものであるかどうかの判断をすることが困難であると認めるときは、行政機関の長に対し、決定をもって、その提示をさせることができる。この場合においては、何人も、その提示された行政資料の開示を求めることができない。

第三章 行政情報の公開の総合的な推進等

(行政情報の公開の総合的な推進)

第三十三条 政府は、前章に定めるところにより行政情報を開示するほか、行政情報の提供その他の行政情報の公開に関する施策の充実を図り、国民に対する行政情報の公開の総合的な推進に努めるものとする。

(行政情報検索ファイルの作成、行政情報サービスセンターの設置その他の利便の提供)

第三十四条 行政機関の長は、政令で定めるところにより、当該行政機関に係る行政情報の検索ファイルを作成し、一般の閲覧に供しなければならない。

2 行政情報の開示を請求する者の利便に資するため、総務庁に、各都道府県をその管轄区域とする地方支分部局として、行政情報サービスセンターを置く。

3 政府は、前二項に定めるもののほか、この法律の円滑な運用を確保するため、行政情報の報道機関への積極的な提供及び広報手段の充実に努めるとともに、総合的な案内窓口の整備、行政資料の閲覧施設等行政情報を提供するための施設の整備その他行政情報の開示を請求する者の利便を考慮した適切な措置を講ずるものとする。

(国会に対する報告等)

第三十五条 政府は、毎年度、国会に対しこの法律の施行の状況を報告するとともに、その概要を公表しなければならない。

(行政資料の管理に関する制度の整備)

第三十六条 行政機関は、行政資料の管理に關す

る定めを制定し、これを公にするとともに、当該定めに従い行政資料の適切な管理を行うものとする。

2 前項の定めに関する行政資料の分類、収受、作成、決裁、供覧、公表、整理保管、保存及び廃棄に関する基準並びにその基準を遵守する義務及びその基準に違反した場合における罰則その他必要な事項については、別に法律で定める。

3 行政機関は、行政資料の管理に関する事務を適正に行うため、情報管理専門官を置くものとする。

#### 第四章 雑則

##### (政令への委任)

第三十七条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。

##### (罰則)

第三十八条 第二十三条第一項の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は十万円以下の罰金に処する。

##### (地方公共団体の施策)

第三十九条 地方公共団体は、この法律に規定する国の施策に準じて、その保有する情報の公開に必要の施策を策定し、及びこれを実施するよう努めなければならない。

##### 附則

##### (施行期日)

第一条 この法律は、平成十一年四月一日から施行する。ただし、第十八条第一項(両議院の同意に関する部分に限る。)の規定は、公布の日から施行する。

(施行日前に作成され、又は取得された行政資料に記録されている行政情報に対する適用)

第二条 この法律の規定は、この法律の施行の日前に行政機関の職員が職務上作成し、又は取得した行政資料であつて同日以後において引き続き当該行政機関が保有しているものに記録され

ている行政情報についても、適用する。

(特別職の職員の給与に関する法律の一部改正)  
第三条 特別職の職員の給与に関する法律昭和二十四年法律第二百五十二号)の一部を次のように改正する。

第一条中第十三号の五の三を第十三号の五の四とし、第十三号の五の二の次に次の一号を加える。

十三の五の三 行政情報開示不服審査会の常

勤の委員

第一条中第十九号の七の二を第十九号の七の三とし、第十九号の七の次に次の一号を加える。

十九の七の二 行政情報開示不服審査会の非

常勤の委員

別表第一中「最高裁判所に置かれる倫理審査

会の常勤の委員」を「最高裁判所に置かれる倫理

審査会の常勤の委員 行政情報開示不服審査会の

常勤の委員」に改める。

(総務庁設置法の一部改正)

第四条 総務庁設置法の一部を次のように改正す

る。

第九条に次の四項を加える。

16 総務庁に、地方支分部局として、行政情報

サービスセンターを置く。

17 行政情報サービスセンターは、行政情報の

検索ファイルの閲覧に関する事務、開示請求

に関する相談その他行政情報の開示に関する

事務の一部を分掌する。

18 行政情報サービスセンターの名称、位置及

び管轄区域は、政令で定める。

19 行政情報サービスセンターの内部組織は、

総理府令で定める。

(関係法律の整理等)

第五条 前三条に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な関係法律の整理その他必要な事項については、別に法律で定める。

#### 理 由

国民主権の理念のとり、国民の知る権利を保障するとともに、政府の諸活動を国民に説明する責務が全うされるようにし、国民の行政に対する監視及び参加の充実に資するため、行政運営の公開性の向上を図るよう、行政情報の開示を請求する国民の権利について定める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

本案施行に要する経費

本案施行に要する経費としては、平年度約一億千円の見込みである。

##### 情報公開法案

##### 情報公開法

##### (目的)

第一条 この法律は、日本国憲法に由来する国民の知る権利を保障し、行政運営における公正の確保と透明性の向上を図る上で、行政情報を国民に対して広く公開することが不可欠であることにかんがみ、行政情報の公開に関する行政機関の責務及び行政情報の開示を請求する権利を明らかにするとともに、行政情報の公開に関し必要な事項を定め、もつて行政の民主化に寄与することを目的とする。

##### (定義)

第二条 この法律において「行政機関」とは、次に掲げる機関をいう。

一 法律の規定に基づき内閣に置かれる機関及び内閣の所轄の下に置かれる機関

二 国家行政組織法(昭和二十三年法律第百二十号)第三条第二項に規定する国の行政機関として置かれる機関

三 国家行政組織法第八条の二の施設等機関及び同法第八条の三の特別の機関のうち政令で定めるもの

四 会計検査院

五 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第百五十条に規定する地方公共団体の長が国

の機関として処理する行政事務に係る当該地方公共団体の長

六 特殊法人(法律により直接に設立された法人又は特別の法律により特別の設立行為をもつて設立された法人)総務庁設置法(昭和五十八年法律第七十九号)第四条第十一号の規定の適用を受けない法人を除く。をいう。以下同じ。)

2 この法律において「行政情報」とは、行政機関が保有する情報(前項第三号の政令で定める機関が置かれる同項第二号の行政機関にあっては、当該政令で定める機関が保有する情報を除く。)をいう。

3 この法律において「行政資料」とは、行政機関の職員が職務上又は職務に関連して作成し、又は取得した文書、図画、写真、マイクロフィルム、録音テープ、録画テープ、磁気ディスクその他政令で定めるものであつて、当該行政機関が保有しているものをいう。

##### (行政機関の責務)

第三条 行政機関は、行政情報を公開する責務を有する。

##### (行政情報の開示)

第四条 何人も、行政機関の長(第一条第一項第三号の行政機関にあってはその機関ごとに政令で定める者、特殊法人にあっては代表権を有する者をいう。以下同じ。)に対し、行政情報(行政資料として記録されているものに限る。第十九条を除き、以下同じ。)の開示を請求することができる。

2 行政機関の長は、前項の行政情報の開示の請求があつたときは、次条に規定する場合を除き、請求人に対し、当該請求に係る行政情報を開示しなければならない。

3 前項の規定による行政情報の開示は、行政資料を閲覧(視聴を含む。以下同じ。)に供し、又は行政資料の写しを交付することにより行う。

##### (行政情報の不開示)

第五条 行政機関の長は、次に掲げる行政情報に

つては、開示しないことができる。

一 個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であつて、当該個人を識別できるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

イ 内閣総理大臣その他の國務大臣及び国会議員並びにこれらの職にあつた者に関する情報であつて、開示することが公益上必要であると認められるもの

ロ 法令の規定により何人でもその内容を知ることができる情報

ハ 公表することを目的として行政機関の職員が作成し、又は取得した行政資料に記録されている情報

ニ 法令の規定に基づく許可、認可、免許、届出その他これらに相当する行為に際して、行政機関の職員が作成し、又は取得した行政資料に記録されている情報であつて、開示することが公益上必要であると認められるもの

ホ 公務員(特殊法人の職員を含む。以下同じ。)の職務の遂行に係る情報に含まれる当該公務員の職及び氏名に関する情報

ヘ 人の生命、身体、健康、財産又は生活を保護するため、開示することが特に必要であると認められる情報

二 法人その他の団体(国、地方公共団体及び特殊法人を除く。以下「法人等」という。)に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であつて、開示することにより当該法人等又は当該個人の正当な利益を著しく害することが明らかであるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

イ 事業活動によって人の生命、身体又は健康に危害を生じ、又は生ずるおそれがあるために、開示することが必要であると認められる情報

ロ 人の財産又は生活に侵害を生じ、又は生ずるおそれがあるために、開示することが

特に必要であると認められる情報

ハ その他開示することが公益上特に必要であると認められる情報

三 開示することにより次に掲げる国又は特殊法人の事務のいずれかの適正な遂行を著しく阻害すること(イに掲げる事務にあつては、刑事被告人の公正な裁判を受ける権利を侵害するおそれがあることを含む。)が明らかである情報

イ 犯罪の予防、犯罪の捜査、訴追、刑の執行、矯正又は更生保護に関する事務

ロ 立入検査その他法律の規定に基づく調査権の行使に関する事務

ハ 入札その他契約に関する事務

ニ 学識技能に関する試験又は資格審査に関する事務

四 我が国と他国との外交交渉の過程における情報であつて、これを事前に開示することにより当該交渉に支障を来すおそれがあると認められるもの

2 行政機関の長は、行政資料が前項各号に掲げる情報とそれ以外の情報とからなる場合において、これらを合理的に分離できるときは、同項各号に掲げる情報以外の情報については、開示しななければならない。

(行政情報の開示の請求手続)

第六条 行政情報の開示の請求は、政令で定めるところにより、現に当該行政情報を保有している行政機関の長に対してしなければならない。

2 行政機関の長は、前項の請求を受けた日から起算して二週間以内当該請求に係る行政情報を開示するかどうかについて決定しなければならない。この場合において、当該期間内に当該決定をすることができないときは、その理由及び当該決定をすることができるときを請求人に通知しなければならない。

3 行政機関の長は、前項の決定をしたときは、遅滞なく、請求人に、その旨を通知しなければならない。この場合において、当該決定が開示

しない旨の決定であるときは、その理由を併せて通知しなければならない。

4 行政機関の長は、第一項の請求があつた場合において、当該請求に係る行政情報を保有していないときは、当該請求を受けた日から起算して二週間以内に請求を却下し、その旨を請求人に通知しなければならない。この場合において、当該請求に係る行政情報を他の行政機関が保有しているときは、その旨を教示しなければならない。

5 請求人は、行政機関の長が第一項の請求を受けた日から起算して四週間以内にこれに対する何らの処分をしないときは、行政機関の長が当該請求に係る行政情報について開示しない旨の決定をしたものとみなすことができる。

(手数料等)

第七条 行政情報の開示を請求する者は、実費を勘案して政令で定める額の手数を納付しなければならない。

2 行政機関の長は、行政情報の開示を請求する者に経済的困難その他特別の理由があると認めるときは、政令で定めるところにより、前項の手数を免除し、又は減額することができる。

(行政資料の目録簿)

第八条 行政機関の長は、当該行政機関に係る行政資料の目録簿を作成し、一般の閲覧に供しなければならない。

2 行政機関の長は、前項の目録簿に行政資料の種類、行政情報の件名及び内容の要旨、作成者の氏名又は名称、作成又は入手の年月日並びに保管の期間及び場所を、当該行政資料を作成し、又は入手した日から起算して二月以内に登記しなければならない。ただし、第五条第一項の規定により開示しないことができることとされている行政情報に係る行政資料については、この限りでない。

3 行政機関の長は、毎年、政令で定めるところにより、目録簿に登録された事項の要旨を公表しなければならない。

(機構の整備等)

第九条 行政機関の長は、行政情報の開示に関する事務を迅速かつ円滑に処理するための機構の整備、行政情報を開示する場所の確保及び行政情報の開示に必要な設備の整備に努めなければならない。

(国会への報告)

第十条 政府及び会計検査院は、毎年、開示した行政情報の件数、開示しない旨の決定をした行政情報の件名及びその理由その他行政情報の開示の状況について、国会に報告しなければならない。

(文書等の作成及び整備)

第十一条 行政機関の長は、政令又は会計検査院規則で定めるところにより、当該行政機関に係る事務又は業務の執行に関する記録を文書、図画、写真、磁気ディスク等によって作成し、これを整理しなければならない。

(行政資料の保管)

第十二条 行政機関の長は、当該行政機関に係る行政資料を政令又は会計検査院規則で定める保管基準に従つて保管しなければならない。

(審査請求)

第十三条 行政情報の開示に関する処分(会計検査院長が行う処分を除く。)に不服がある者は、行政情報不服審査会に対し、審査請求をすることができる。

2 行政情報不服審査会は、審査を行うため必要があると認めるときは、行政機関の長に対し、原処分に係る行政資料の提出を求めることができる。この場合において、行政機関の長は、その提出を拒むことができない。

3 行政情報不服審査会は、第一項の規定による審査請求を受理した場合においては、審査請求を受理した日から起算して六十日以内に、裁決をするように努めなければならない。

(訴訟の管轄)

第十四条 行政情報の開示に関する処分取消しの訴え及び当該処分に係る裁決の取消しの訴えは、当該取消しを求める者の住所地の裁判所にも、提起することができる。

(行政資料の提出命令)

第十五条 行政情報の開示に係る処分取消し又は当該処分に係る裁決の取消しを求める訴訟においては、裁判所は、当該処分に係る行政資料につき文書提出命令の申立てがあった場合において、当該行政資料が提出を拒むことができるものかどうかの判断をする必要があると認めるときは、行政機関にその提示をさせることができる。この場合においては、何人も、その提示された行政資料の開示を求めることができない。

(取消しの訴えの判決)

第十六条 行政情報の開示に関する処分取消しの訴え及び当該処分に係る裁決の取消しの訴えの判決は、事件を受理した日から起算して百日以内にするように努めなければならない。

(権限の委任)

第十七条 行政機関の長は、政令又は会計検査院規則で定めるところにより、この法律の規定によりその権限に属させられた事務を、当該行政機関所属の職員に委任することができる。

(政令への委任)

第十八条 この法律に定めるもののほか、行政情報の開示の請求の手續その他行政情報の開示に関し必要な事項は、政令で定める。

(地方公共団体の保有する情報の公開)

第十九条 地方公共団体は、条例で定めるところにより、この法律に定める行政情報の公開の措置に準じて、その保有する情報の公開に関し必要な措置を講じなければならない。

附 則

1 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第十一条及び第十二条の規定

は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。  
2 この法律の施行に伴い必要な経過措置その他の事項については、別に法律で定める。

理 由

日本国憲法に由来する国民の知る権利を保障し、行政運営における公正の確保と透明性の向上を図る上で、行政情報を国民に対して広く公開することが不可欠であることにかんがみ、行政の民主化を図るため、行政情報の公開に関する行政機関の責務及び行政情報の開示を請求する権利を明らかにするとともに、行政情報の公開に関して必要な事項を定める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。